社会福祉法人千曲市社会福祉協議会正規職員及び嘱託職員給与規程施行細則

### (趣旨)

第1条 この施行細則は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会正規職員及び嘱託職員給与 規程(以下「正規職員等給与規程」という。)に基づき、正規職員及び嘱託職員の給与の 支給に関し、必要事項を定めることを目的とする。

# (正規職員の級)

第2条 正規職員等給与規程第5条の正規職員の級別分類表及び第8条の正規職員の昇格 基準は次のとおりとする。

級	職務	級別資格基準表 ( ) 内はその他採用		
		高卒	短大卒	大卒
1	主事補、主事の職務			
2	副主任、主任の職務	8 · 8 (9 · 9)	5. 5 · 6 (6. 5 · 7)	$3 \cdot 3$ $(4 \cdot 4)$
3	主任、主査、係長、施設長の職務 (有資格者、註1)	4 · 1 2 (4 · 1 3)	4 · 1 0 (4 · 1 1)	4 · 7 (4 · 8)
4	重要な業務を行う会長が定める主査、係長、施設長の職務 主幹、課長の職務	4 · 1 6 (4 · 1 7)	4 · 1 4 (4 · 1 5)	$4 \cdot 1 \ 1 \ (4 \cdot 1 \ 2)$
5	課長、事務局次長の職務	2 · 1 8 (2 · 1 9)	$2 \cdot 16$ $(2 \cdot 17)$	$2 \cdot 13$ $(2 \cdot 14)$
6	重要な業務を行う課長、事務局次長の職務	$2 \cdot 2 0$ $(2 \cdot 2 1)$	2 · 1 8 (2 · 1 9)	2 · 1 5 (2 · 1 6)
7	事務局長の職務			

(必要在級年数・必要経験年数の順)

註1:3級格付けは、社会福祉士・社会福祉主事・介護福祉士・看護師(准看護師含む)・ 保健師・精神保健福祉士・介護支援専門員の資格を有すること。

#### (昇格)

- 第2条の2 正規職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。
  - (1)級別資格基準表に必要経験年数の定めのない職務の級にあっては、あらかじめ社会福祉法人千曲市社会福祉協議会長(以下「会長」という。)の承認を得ること。
  - (2) 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要在級年数を有していること。
- 2 勤務成績が特に良好である正規職員に対する前項第2号の規定の適用については、級 別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未 満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数と することができる。

3 第1項の規定による昇格は現に属する職務の級に1年以上在級していない正規職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等により、その在級する年数が1年に満たない正規職員を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ会長と協議したときは、この限りでない。

### (昇格の場合の号俸)

第2条の3 正規職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表1に定める昇格時号俸対応表の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

### (降格の場合の号俸)

第2条の4 正規職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸)とする。

# (初任給及び格付け等)

第3条 正規職員等給与規程第6条の正規職員の初任給については、次のとおりとする。

本採用職員	学歴等	初任給 級 - 号俸
	上級(大学卒程度)	1 - 2 5
正規の試験	中級 (短大卒程度)	1 - 1 5
	初級 (高校卒程度)	1 - 5
	大学卒程度	1 - 2 1
その他	短大卒程度	1 - 1 1
	高校卒程度	1 - 1

### (管理又は監督にある正規職員等)

- 第4条 正規職員等給与規程第18条第2項に定める管理職手当は、事務局長、事務局次 長、課長及び課長相当職とする。
- 2 管理職手当は下記のとおりとする。

事務局長 7%

事務局次長 5%

課長 4%

主幹 3%

#### (嘱託職員の給与及び手当)

第5条 正規職員等給与規程第23条に定める嘱託職員の給与は次のとおりとする。

### 嘱託職員

職名	給 料	手 当	
事務局長	月額とし会長が定める額	通勤手当、管理職手当、その他手当(予 算で定める額)	
事務局次長	同上	同上	
チューリップの家所長、		通勤手当、役職手当、その他手当 (予	
サービス管理責任者及び	同上	算で定める額)、処遇改善手当(国の制度	
事務長		の範囲内で会長が認めた額)	
チューリップの家職業		通勤手当、その他手当(予算で定める	
指導員、生活支援員及び	同上	額) 処遇改善手当 (国の制度の範囲内で	
目標工賃達成指導員		会長が認めた額)	
児童館長、主任児童厚生	同上	同上	
員及び統括		IHJ 1	
一般嘱託職員	同上	通勤手当、その他手当(予算で定める額)	
常勤社会福祉士	同上	同上	
常勤行政書士	同上	同上	
常勤保健師・看護師	同上	同上	
常勤主任介護支援専門 員・介護支援専門員	同上	同上	
常勤介護福祉士	同上	同上	

2 嘱託職員の退職報償金は、勤続期間に応じ予算の範囲で支給するものとする。なお、相当する金額は毎年予算により積立をするものとする。

報償金は、1年につき15,000円以内とする。

### (復職者等の給与の調整)

第6条 正規職員等給与規程第24条に定める休職者等が復職時の給料月額の調整は次のとおりとする。

休職期間等における勤務時間換算表

休職等の期間	換算率	
業務上の負傷若しくは疾病又は通勤によ	3分の3以下	
る場合の休職又は休暇の期間	3万0/351	
介護休暇の期間	2分の1以下	
結核性疾患等による休職又は休暇の期間	2分の1以下	
業務外の負傷若しくは疾患による休職又	3分の1以下	
は休暇の期間	3分01以下	

### (職務手当)

第7条 正規職員等給与規程第25条の規定により、会長が定める職務手当を次のとおりとする。

施設長手当 月 **須** 3,000~5,000 円 (介護保険事業所及び就労継続支援B型事業所に限る) 保健師手当 月額 10,000円(資格要件に携わる者) 看護師手当 月額 10,000円( ) 月額 10,000円( ) 行政書士手当 IJ ) 主任介護支援専門員手当 月額 2,000円( 月額 10,000円( ) 介護支援専門員手当 IJ ) 介護福祉士手当 月額 10,000円( 精神保健福祉士手当 月額 10,000円( 社会福祉士手当 月額 10,000円( IJ 緊急電話所持手当 日額 200円(平日に所持する者) 日額 500円(平日以外に所持する者) 統括手当 月額 20,000円(正規職員定年後再雇用職員で職務 に携わる者) フロアリーダー手当 月額 15,000円(職務に携わる嘱託職員) 介護支援専門員業務手当 月額 10、000円(給付管理数 36 件以上の居宅介護支 援事業所嘱託職員及び給付管理数 71件以上の地域包括支援センター 嘱託職員に翌月支給する。)

訪問介護業務手当 月額 10,000円

附則

- この細則は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- この細則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この細則は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この細則は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この細則は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この細則は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第6条中「処遇改善手当」 の規定については、平成24年6月30日限り、その効力を失う。
- 2 支給対象となる職種は、介護職員処遇改善交付金事業実施要領及び福祉・介護人材の 処遇改善事業事務処理要領による。

附則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。 附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

- この細則は、平成27年7月1日から施行する。 附 則
- この細則は、平成27年9月1日から施行する。 附 則
- この細則は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この細則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この細則は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
- この細則は、令和4年10月1日から施行する。 附 則
- この細則は、令和5年4月1日から施行する。 附 則
- この細則は、令和5年10月1日から施行する。 附 則
- この細則は、令和6年4月1日から施行する。